

事務所名称等の使用文字等に関する規則

(平成十八年一月十九日規則第百五号)

改正 平成二六年一月二日一八日

令和 三年 六月一八日

第一条 この規則は、法律事務所等の名称等に関する規程（会規第七十五号）第四条及び外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程（会規第七十六号）第四条に基づき、弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）の法律事務所、事務所の名称並びに弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び共同法人の名称に用いることができる文字及び符号について定める。

第二条 前条に掲げる名称には、次に掲げる文字及び符号を用いることができる。

- 一 日本文字
- 二 ローマ字
- 三 アラビア数字
- 四 アンパサンド（&）、アポストロフ（'）、コ

- 1 -

ンマ（ ）、ハイフン（ - ）、ピリオド（ . ）及び中点（ ・ ）

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月二日一八日規則第一六五号）

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第一条、第二条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第一条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十

- 2 -

三号) 第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年二月一日から施行)